

第三十回帝國議會
衆議院

私設運河法案委員會會議錄(筆記)第三回

會議

大正二年三月四日午後一時五十分開議

出席委員左ノ如シ

漆 昌巖君

岩崎 勳君

濱本 義顯君

山宮 藤吉君

鈴木 寅彦君

出席政府委員左ノ如シ

內務省土木局長 久保田政周君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

內務書記官 土岐 嘉平君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

私設運河法案

○委員長(漆昌巖君) 私設運河法案委員會ヲ開會シマス、參考案ヲ原案トシテ審議シマス、前回三浦君ノ發議ヲ以テ政府ノ調ベヲ參考トシテ議スルヤウニトコト故拜見致シタガ、至極文字ガ適當ト思ヒマスカラ、之ヲ原案トシテ議シマス、私が前ニ提出シタ主意ト全然異ルハ、原案ノ十九條ハ、全ク無イガ、提出者ヨリ云ヘバ、北海道ノ如キ開墾ヲ要スルガ如キ所デハ、政府自ラ運河ヲ開鑿シテ稅源ヲ得ルニハ、政府自ラ爲サ、ル可カラサルニ、之ヲ民間ニテ行フハ、政府ノ贊成勿論ノコト、思ヒマス、補助スルヲ得ト云フモアナガチ補助セネバナラヌト云フ意デハナイ、政府ハ場所ノ善キ所ニハ別ニ補助スルコトモ無カラウガ、政府ハ此ノ事ニ付如何ニ考ヘラル、カ

○政府委員(久保田政周君) 補助スルコト云フコトハ、至極結構デ政府モ贊成スル處ダケレトモ、遺憾ナガラ財政ノ都合上思フヤウニナラヌ故ニ、此ノ條文ヲ置イテモ、或ル所ヘハ補助シ或ル所ヘハ補助セヌト云フヤウナ不公平ガ、自然政府ノ財政上起リマス、而シテ唯今ノトコロ補助ノ見込ガ立たナイカラ、自然空文ニナル故除イテ置キマシタ、必要ニ迫ツタトキハ明文ニ無クモ補助シマスガ、當分補助ヲ爲シ難キコトヲ遺憾ニ思ヒマス

○委員長(漆昌巖君) 猶二十條ニ就テ質問シマスガ、二十條ヲ省イタ理由ハナゼデスカ

○政府委員(久保田政周君) 拂下ノ方法ハ他ニ有リマス、殊更此ノ條文ヲ此所ニ置キマスノハ誤解ノ因トナリマスカラ省キマシタ

○委員長(漆昌巖君) ヨク判リマシタ、猶伺ヒマスガ、原案ノ十五條十六條ノ國ト云フ字句ヲ除イテアリマス理由如何

○政府委員(久保田政周君) 買上ケ價格ヲ定ムルモノハ地方長官デスカ、國ガ買フ時ニハ賣買ノ對手方ガ價格ヲ定メルヤウニナリマスカラ、國ト云フ文字ヲ除キマシタ

○委員長(漆昌巖君) 判リマシタ、鳥渡伺ヒマスガ二十一條——ハ普通ノ商法ニ定マツテ居ルカラト云フノデスカ

○政府委員(久保田政周君) 否、廣イ意味デハ有リマセン、此ノ規定ハ公共團體個人ニ適用シマスカラ、他ト法案ノ別ヲ立テル爲メデスカ、會社丈ニコノ様ナ重イ罰則ヲ設ケルニハ、他ノ法律トノ權衡ガトレナイカラデアリマス

○委員長(漆昌巖君) 判リマシタ

○鈴木寅彦君 買收シ得ル時期ヲ安全ニスル條文ニシタラハ如何デスカ

○政府委員(久保田政周君) 運河ノ模様ニ依リ、又其ノ運河ニヨリ、各程度ガ異リマスカラ、總テ此ノ邊ハ協議デ行フ方ガヨイト思ヒマシタカラ、水道條令中改正法案ト同様ノ規定ニナル様、其ノ權衡ヲ取リマシタ

○鈴木寅彦君 免許期間ヲ確實ニ條文ニ定メテ置カレタシ、買收價格ハ算定ノ方法ガアリマスカ

○政府委員(久保田政周君) 其事業ヲ繼續スルコトヲ欲スルトキハ夫ヲ許シ其ノ期間ヲ延長スルコトモ出來マス、是又水道條令中改正案ト同様ノ規定ニシマシタ

○濱本義顯君 今ノ補助期間ヲ、最ウ一遍明ニシテ貫ヒタイノデスカ

○山宮藤吉君 之レデハ、無期限ニ許可スルト云フヤウニモナリハセンカ

○政府委員(久保田政周君) 決シテ無シ

○鈴木寅彦君 原案ヲ參考案ノ如クニ修正シテ字句ノ修正ヲ委員長及ヒ理事ニ一任シ可決ト致シマセウ

午後二時二十分散會

大正二年三月五日印刷

大正二年三月六日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局